

鹿児島県警察テレワーク実施要領の制定について（概要）

（令和6年2月19日 鹿務第191号、鹿情第5号）

本要領は、柔軟な働き方をより一層推進することを目的に、職員が行うテレワークに関し、必要な事項を定めたものである。

本要領の主な内容は、

- 総則
- テレワーク実施に係る手続等
- テレワークに係る勤務時間、勤務管理等
- 情報セキュリティ対策

等である。